部長及び参事官
殿
所　　属　　長

刑企発第417号
（警務、生企、交企、備一）
令和８年１月５日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

登録捜査員制度運用要領の制定について（通達甲）

重要事件等の発生に際し、特殊な技術、技能等を有する警察職員を派遣して、円滑な事件捜査に寄与するための登録捜査員制度の運用については、「登録捜査員運用要領の制定について（通達甲）」（平成28年３月14日刑企発第118号。以下「旧通達甲」という。）に基づき実施してきたところであるが、旧通達甲の有効期間を考慮して、引き続き別添のとおり「登録捜査員制度運用要領」を定め、令和８年３月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達甲に基づき作成された登録捜査員名簿は、この通達甲に基づき作成された登録捜査員名簿とみなす。

また、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

別添

登録捜査員制度運用要領

第１　目的

この要領は、高知県警察捜査本部運営規程（平成２年９月本部訓令第９号。以下「規程」という。）第13条第２項の規定に基づき、特異対象事件の発生に際し、特殊な技術、技能等を有する警察職員を派遣して、円滑な事件捜査に寄与するために必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

１　特異対象事件

規程第３条の対象事件又は本部長が特に必要と認める事件であって、当該事件の捜査に特殊な技術、技能等を要する事件をいう。

２　所轄署

特異対象事件の発生地を管轄する署をいう。

３　主管部長

特異対象事件を主管する部長をいう。

４　捜査本部長

規程第６条の捜査本部長をいう。

第３　登録捜査員の運用

１　登録捜査員の指定及び解除

(1)　指定

ア　所属長は、自所属の職員の中から、別表の登録捜査員資格基準に適合する者を別記第１号様式の登録捜査員候補者推薦書により刑事企画課長を通じて本部長に推薦するものとする。

イ　本部長は、アの推薦に基づき登録捜査員を決定し、第２号様式の登録捜査員名簿を作成して関係所属長に送付するものとする。

(2)　解除

ア　登録捜査員制度は、警察職員個人が保有している特殊な技術、技能等を事件捜査に活用するという性格のものであることから、その指定を解除することは、原則として行わないものとする。ただし、当該登録捜査員に真にやむを得ない事情がある場合は、所属長からの解除上申に基づき、本部長が指定の解除を行うことができるものとする。

イ　アのただし書による登録捜査員の指定解除の上申は、解除の理由を付して行わなければならない。

ウ　登録捜査員が退職し、又は警視若しくは２等級に昇任した場合は、所

属長からの解除上申は不要とし、刑事企画課長は、当該指定の解除を専決することができるものとする。

2　特異対象事件の発生に伴う登録捜査員の派遣

(1)　特異対象事件の発生に伴い、登録捜査員の応援が必要であると認めるときは、所轄署の長（以下「所轄署長」という。）又は捜査本部長は主管部長を通じて（捜査本部長が主管部長である場合にあっては、直接）、本部長に次に掲げる事項を明らかにして、登録捜査員の派遣を要請することができるものとする。

ア　事件名及び応援を求める理由

イ　必要とする技術・技能及び登録捜査員の数

ウ　必要とする装備資機材

エ　派遣先及び派遣期間

オ　登録捜査員の到着希望日時及び場所

(2)　本部長は、(1)の要請に対し登録捜査員の派遣の必要があると認めるときは、登録捜査員の所属の長（以下「派遣元所属長」という。）に対し、当該登録捜査員の派遣を命ずるものとする。この場合において、本部長は、次に掲げる事項を派遣元所属長に通知するものとする。

ア　事件名

イ　必要とする装備資機材

ウ　派遣先及び派遣期間

エ　登録捜査員の派遣日時及び場所

(3)　本部長は、(1)の要請がない場合であっても、特異対象事件の発生に伴い、登録捜査員の派遣を要すると認めるときは、派遣元所属長に対し、当該登録捜査員の派遣を命ずることができるものとする。この場合において、本部長は、(2)に掲げる事項を派遣元所属長に通知するものとする。

(4)　(2)及び(3)により登録捜査員の派遣を命ぜられた派遣元所属長は、当該登録捜査員に健康上の問題その他特別な事情がない限り、当該登録捜査員を派遣するものとする。

(5)　(4)により派遣された登録捜査員は、所轄署長又は捜査本部長の指揮監督に従わなければならない。

(6)　特異対象事件の発生に伴う登録捜査員の派遣期間の上限は、原則として７日とする。ただし、捜査の状況、派遣効果等を勘案して、特に必要があると認めるときは、本部長は、その派遣期間を延長することができるものとする。

(7)　本部長は、特異対象事件の発生に伴う登録捜査員の派遣期間が満了した

とき又は派遣の必要がなくなったときは、その派遣を解除するものとする。

第４　庶務

この要領に係る庶務は、刑事企画課長が行うものとする。

別表（第３関係）

登録捜査員資格基準

資格種別	登録基準
簿　記　検　定	簿記検定２級以上の資格を有すること。
無　線　関　係	無線通信士、無線技術士、特殊無線技士（第２級陸上特殊無線技士は除く。）等の資格を有すること。
情報処理関係	基本情報技術者以上の資格を有すること。
電　気　関　係	電気工事士等の資格を有すること。
危険物取扱関係	乙種危険物取扱主任者以上又はエックス線作業主任者以上の資格を有すること。
火薬類取扱関係	乙種火薬類取扱保安責任者以上の資格を有すること。
設計製図関係	２級建築士以上、２級建築施工管理技士以上又は２級土木施工管理技士以上の資格を有すること。
測　量　関　係	測量士又は測量士補の資格を有すること。
航空機関係	自家用操縦士以上の資格を有すること。
船　舶　関　係	１級小型船舶操縦士以上の資格を有すること。
自動車整備関係	３級自動車ガソリン・エンジン整備士以上又は３級自動車ジーゼル・エンジン整備士以上の資格を有すること。
建設機械関係	車両系建設機械運転技能者、移動式クレーン運転士、玉掛技能等の資格を有すること。
宅地建物関係	宅地建物取引士等の資格を有すること。
溶　接　関　係	ガス溶接作業主任者、アーク溶接等の資格を有すること。
福　祉　関　係	介護福祉士、ホームヘルパー、社会福祉士等の資格を有すること。
水上安全関係	赤十字水上安全法指導員の資格を有すること。
手　話　検　定	手話技能検定３級以上の能力を有すること。
その他の資格	事件捜査に必要とされる特殊な技術、技能を有すること。

別記

第１号様式（第３関係）

本部長　殿　　年　　月　　日

課・隊・署長

登録捜査員候補者推薦書

係　　名		
階　　級		
氏（ふりがな）名		
生　年　月　日		
資格・特技等	簿記検定（　　） 無線関係（　　） 情報処理関係（　　） 電気関係（　　） 危険物取扱関係（　　） 火薬類取扱関係（　　） 設計製図関係（　　） 測量関係（　　） 航空機関係（　　） 船舶関係（　　） 自動車整備関係（　　） 建設機械関係（　　） 宅地建物関係（　　） 溶接関係（　　） 福祉関係（　　） 水上安全関係（　　） 手話検定（　　） その他（　　）	

備考１　括弧内には、資格の取得年月日、特技の級、経験等を記載すること。

２　資格を取得していない場合であっても、事件捜査に活用可能な技術・技能を有していると認めるときは、資格未取得であることを明記の上、その技術・技能の習得程度等を記載すること。

第２号様式（第３関係）

登録捜査員名簿（種別　　）

番号	所属	階級	氏名	生年月日	登録年月日	備考